

第 30 号議案

日田市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、証明書等の交付等に係る事務を別紙規約により日田市との間で相互に委託することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

証明書等の交付等の事務を日田市との間で相互に委託して実施したいので、この案を提出するものである。

日田市と豊後大野市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、日田市（以下「甲」という。）と豊後大野市（以下「乙」という。）との証明書等の交付等に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

(委託事務の範囲)

第2条 甲と乙は、次に掲げる事務（甲の長と乙の長が協議して定めるものを除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。

(1) 甲が備える住民基本台帳に記録されている者が乙において、又は乙が備える住民基本台帳に記録されている者が甲において行う次の書類又は証明書の交付の請求の受付及び交付並びに手数料の徴収に関すること。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し

イ 印鑑登録証明書

(2) 甲の区域内に本籍を有する者、当該者の戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が甲の長の過誤によってされたものであって、当該記載が戸籍法（昭和22年法律第224号）第24条第2項の規定によって訂正された場合におけるその者を除く。）及び当該本籍を有する者の戸籍の身分事項欄に現に配偶者として記載されている者（甲、乙並びに甲及び乙との間でこの規約と同様の規約を締結している市町村（以下「関係市町村」という。）が備える住民基本台帳に記録されている者に限る。）が乙において、又は乙の区域内に本籍を有する者、当該者の戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が乙の長の過誤によってされたものであって、当該記載が戸籍法第24条第2項の規定によって訂正された場合におけるその者を除く。）及び当該本籍を有する者の戸籍の身分事項欄に現に配偶者として記載されている者（関係市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に限る。）が甲において行う次の書類又は証明書の交付の請求の受付及び交付並びに手数料の徴収に関すること。

ア 住民基本台帳法第20条に規定する戸籍の附票の写し

イ 身分証明書

ウ 戸籍法第10条第1項に規定する戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項に規定する戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

(3) 前2号に関連する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、事務を委託する市町村（以下「委託団体」という。）の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託団体の負担とする。ただし、事務を受託する市町村（以下「受託団体」という。）が特に必要があると認める経

費については、甲の長と乙の長が協議して定める。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲の長と乙の長が協議して定める。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料は、委託団体の収入とする。

(連絡会議)

第6条 甲の長と乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の長又は乙の長が必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第7条 委託団体の長は、委託事務の管理及び執行について適用される委託団体の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を受託団体の長に通知しなければならない。

2 委託団体の長は、前項の条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに、その旨を受託団体の長に通知しなければならない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から施行する。